

## 第2編

## 管理物と所管業務

第1章. 管理物.....	35
1.1 財産 .....	35
1.2 施設 .....	35
1.3 対象となる管理物一覧 .....	36
第2章. 所管業務 .....	37
2.1 財産管理に係る所管業務の概要.....	37
2.2 施設管理に係る所管業務の概要.....	38
第3章. 実施体制 .....	39
第4章. 施設管理・財産管理に関する法規・例規等 .....	40



## 第1章. 管理物

### 1.1 財産

本白書でいう財産とは、調布市が認定している市道と、水路、畦畔を指します。水路、畦畔の中には、現在その機能を失い、現地で確認できないものもあります。各財産の施設量等については、『1.3 対象となる管理物一覧』をご覧ください。

### 1.2 施設

本白書でいう施設とは、調布市が管理している舗装、橋りょう、街路灯、街路樹、交通安全施設等です。

各施設の施設量等については、『1.3 対象となる管理物一覧』をご覧ください。

## 【コラム】

### ●道路法上の道路とは

道路法の道路とは、道路法第二条による「一般に交通の用に供する道」で次に挙げるものを言います。

- ①高速自動車国道：中央自動車道など
- ②一般国道：甲州街道など
- ③都道府県道：旧甲州街道、三鷹通り、武蔵境通りなど
- ④市町村道：品川通り、深大寺通りなど

### ●水路、畦畔とは

- 水路・・・一級河川（多摩川、野川など）、二級河川や準用河川といった河川法等の特別法に基づいて管理されている河川（法定河川）以外の普通河川のことです。通称として水路と呼ばれています。
- 畦畔・・・田や畑に土を盛り、水漏れの防止や田畑を区切る目印、また田畑の中を通行するための通路として使用する土地のことです。

### 1.3 対象となる管理物一覧

本白書の対象となる管理物は、下表のとおりです。

表 2-1 対象となる管理物一覧

管理物の分類	施設内訳	施設量	個別計画の対象	
財産	市道	市道管理延長：411km 主要市道：35路線，47km 一般市道：2,889路線，364km	地籍整備計画	
	水路・畦畔	水路：93,421㎡ 畦畔：31,055㎡		
	道路台帳	市道管理延長：411km		
	基準点	2級相当基準点：106点 3級相当基準点：378点 4級相当基準点：635点 ※地籍図根点は除く		
施設	舗装	舗装管理延長：368km 主要市道：35路線，47km 一般市道： （親番）297路線，193km （枝番）1,281路線，128km	舗装維持管理計画	
	橋りょう	76橋（うち歩道橋1橋）	橋りょう長寿命化修繕計画	
	街路樹	約4,000本	街路樹管理計画 桜に関する管理方針	
	街路灯	16,414灯	街路灯LED化推進計画	
	道路土工構造物	26箇所		
	安全施設	道路反射鏡（ミラー）	2,889基	
		防護柵	4,169基	
		道路標識	大型標識：50基 小型標識(地点名標識)：76基 小型標識(愛称名標識)：103基	
		車止め	1,823基	
		視線誘導標・自発光鏡	552基	
	その他管理物	電線共同溝	2.2km	無電柱化推進計画
		飛田給駅公共通路	1箇所	
		地下通路	3箇所	
昇降施設等		エレベーター：5基 エスカレーター：2基		

※施設量は令和3（2021）年3月31日現在

## 第2章. 所管業務

本章では、財産管理、施設管理における調布市道路管理課の所管業務を示します。

### 2.1 財産管理に係る所管業務の概要

調布市が所有または管理している財産の管理における所管業務の概要は次のとおりです。

表 2-2 財産管理に係る所管業務の概要

業務の分類	業務の概要
路線の認定・廃止・区域変更等	市道の認定，廃止，区域変更等の要否を検討・市議会への諮問
地籍整備事業	土地の所有者・地番及び地目の調査，境界及び地積に関する測量，地図及び簿冊の作成
土地境界確認申請	市民が所有する土地・建物等の売却・改修・建て替え時における土地境界確定の申請受付・確認業務
事前相談申請（寄附・売払い）	私道寄附・開発寄附に関する相談・申請の受付，市道・水路・畦畔等の売却に関する相談・申請の受付
道路等に関する各種証明	土地境界証明・道路区域証明・認定道路幅員証明・法定外公共物にかかる機能の有無についての証明
基準点使用と基準点付近での工事申請	調布市が管理する基準点を測量等に使用する場合，または付近で工事を行う場合の申請受付・審査

## 2.2 施設管理に係る所管業務の概要

調布市が管理している道路施設（舗装、橋りょう、街路灯など）の管理における所管業務の概要は次のとおりです。

表 2-3 施設管理に係る所管業務の概要

業務の分類	業務の概要
施設に関する調査・計画・設計・工事等	管理物である施設の維持管理に必要となる調査、計画、設計、工事等、及びその発注業務、管理業務等
道路管理に関する相談・対応	市道の管理に関する各種相談の受付と必要に応じた対応
占用許可等	道路内に上下水道・ガス・電気・電話などのライフラインに関する工作物を設け、継続して使用する道路占用許可申請の受付・審査や、公共物(水路・畦畔等)の占用許可に関する申請受付・審査、調布駅前広場利用に関すること
パトロールと軽微な補修等	道路を安全で快適な状態に保つためのパトロール、路面や安全施設の定期的な点検と必要に応じた補修、不法投棄されたゴミ等の回収、不法占用物（道路上の植木鉢・段差解消ブロック等）の撤去の指導等
自費工事申請	道路管理者以外の個人や事業者等が市道を掘削等する工事（自費工事）の承認申請受付・審査
その他	大型・特殊車両通行許可に係る申請受付・審査、沿道掘削施工（沿道での地下室の建築等）に係る相談や申請の受付・審査、道路上での工事や作業に係る相談の受付、私道の舗装に関する相談の受付、武蔵野の路利用に関する使用申請受付等

### 第3章. 実施体制

市の道路やそのほかの関係する事業の部署を以下に示します。

本白書で対象としている施設、財産及びそれらの管理に係る業務については、道路管理課2係体制（維持管理係、財産管理係）で所管しています。（人数は令和4（2022）年4月現在）

市の土木職員数は平成28（2016）・29（2017）年度の41名をピークに減少傾向にあり、特に道路管理課の土木職の職員数に着目すると、平成26（2014）年度～令和元（2019）年度までは11～12名で推移していましたが、令和2（2020）年度には8名と大きく減少し、令和4（2022）年4月現在では10名（道路管理課職員の約34%）となっています。

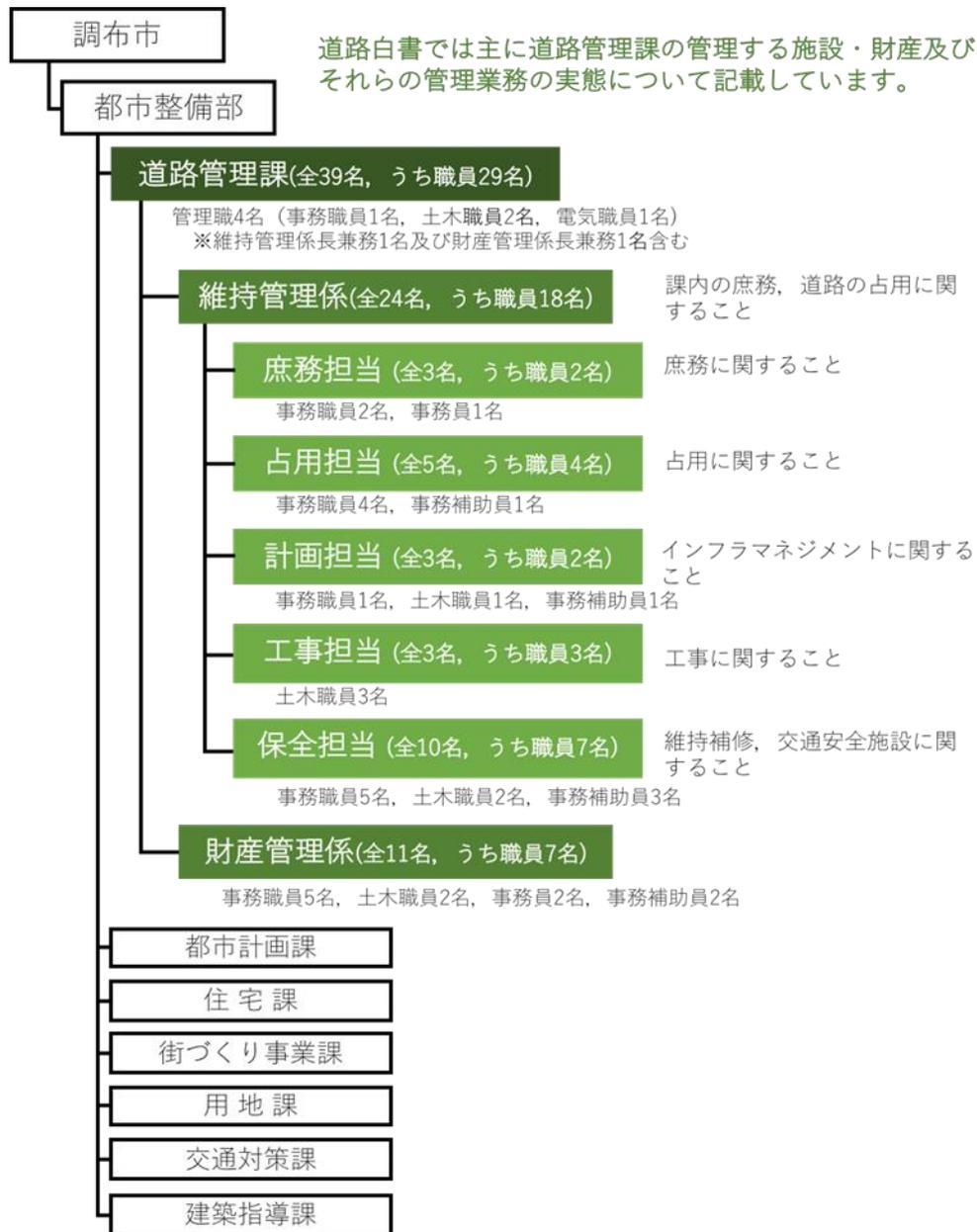


図 2-1 調布市の道路施設管理, 財産管理における道路管理課の組織内での位置づけと体制

## 第4章. 施設管理・財産管理に関する法規・例規等

本章では、施設管理、財産管理それぞれに関する法規・例規等の一部について体系を示します。

本市の施設管理は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「道路法」、市道の財産管理は「道路法」、水路・畦畔は「地方自治法」に基づく条例を制定し、管理しています。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく条例としては、「調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例」があります。「道路法」に関しては、「調布市道の構造の技術的基準に関する条例」、「調布市道路占用料等徴収条例」があり、「地方自治法」に関しては、「市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」があります。

なお、その他の関連する法規・例規については、「第8編 参考資料」で示しています。

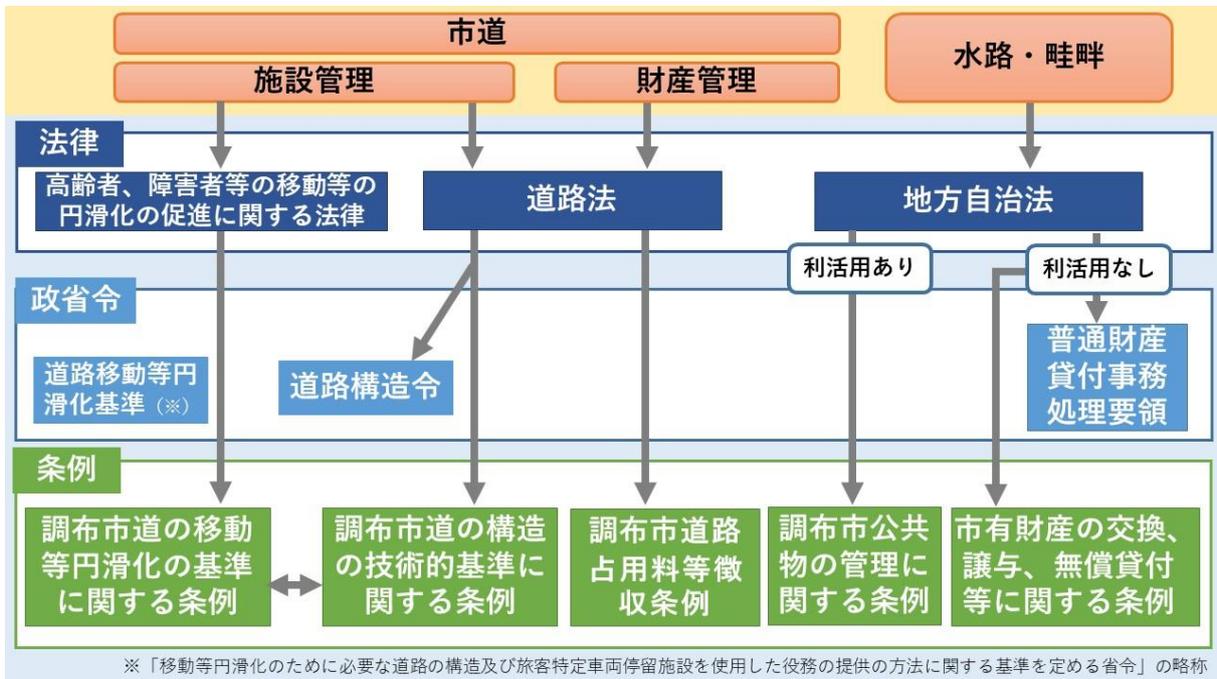


図 2-2 道路管理に関する主な法規・例規等